

事業計画書目次

[こども青少年局]

6款3項1目 児童措置費

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和7年度		令和6年度		増△減(7-6)		新規・拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債	
126	児童措置費等事業	7,600,983	3,793,848	7,078,159	3,537,391	522,824	256,457	○
128	児童養護向上支援事業	664,402	652,902	578,470	566,970	85,932	85,932	
129	児童措置費等支弁事務費	18,095	18,009	16,121	16,045	1,974	1,964	
130	横浜いずみ学園教育棟運営費助成事業	1,973	1,973	1,973	1,973	0	0	
131	母子生活支援施設緊急一時保護事業	64,349	16,263	64,349	16,263	0	0	
132	横浜型児童家庭支援センター運営費補助・子育て短期支援事業	717,146	411,432	617,802	369,078	99,344	42,354	○
134	こどもの意見表明支援事業	14,376	9,063	9,512	4,756	4,864	4,307	○
135	障害児施設措置費	1,498,700	755,282	1,322,066	654,434	176,634	100,848	○
136	障害児入所支援事業	344,260	172,246	464,250	232,221	▲ 119,990	▲ 59,975	
137	障害児施設利用者負担助成事業	7,145	7,145	4,705	4,705	2,440	2,440	
138	民間障害児施設運営費助成事業	1,140,580	1,139,909	1,077,238	1,076,567	63,342	63,342	
139	重度障害児・者対応専門医療機関等運営費補助事業	149,287	133,748	149,287	134,685	0	▲ 937	
140	障害児福祉施設医療費手数料	599	599	599	599	0	0	
141	障害児福祉費負担金納付促進事業	3,622	3,603	3,302	3,285	320	318	
142	こどもの人権を守るための環境整備事業(児童養護施設等)	1,800	600	0	0	1,800	600	
143	こどもの人権を守るための環境整備事業(障害児入所支援)	300	100	0	0	300	100	
	計	12,227,617	7,116,722	11,387,833	6,618,972	839,784	497,750	

令和7年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こどもの権利擁護課	新規拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	1	目	政策番号	4	施策番号	3
事業名称	児童措置費等事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	7,600,983	3,765,930	0	41,205	0	3,793,848
令和6年度	7,078,159	3,500,811	0	39,957	0	3,537,391
増▲減	522,824	265,119	0	1,248	0	256,457

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	6,253,701	6,466,146	7,823,382	8,052,455	8,288,399
	市債＋一般財源	3,069,000	3,290,328	3,878,817	3,992,208	4,109,001
決算	事業費	6,281,449	6,697,417			
	市債＋一般財源	3,087,382	3,372,897			

事業概要 (アクティビティ)	児童福祉法に基づく要保護児童の児童入所施設への入所、里親・ファミリーホームへの委託、自立援助ホームへの委託、母子家庭の母子生活支援施設への入所、妊産婦の助産施設への入所等の措置等をとった場合に、入所後の保護または委託後の養育にかかる費用を支弁します。 また、措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合において、居住支援や生活支援を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
対象人員	単位	目標	832	838	876	855	855	855
	人	実績	807	808	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
施設利用児童数	単位	目標	832	838	876	855	855	855
	人	実績	807	808	/	/	/	/
事業目的	児童福祉法に基づく要保護児童の児童入所施設への入所、里親・ファミリーホームへの委託、自立援助ホームへの委託、母子家庭の母子生活支援施設への入所、妊産婦の助産施設への入所等の措置等をとった方に必要な費用を支弁することで、入所期間中等の安定した生活に寄与しています。							
背景・課題	横浜市では、38施設を所管しています。							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法 第22条（助産の実施）、第23条（母子保護の実施）、第27条第1項第3号（児童及び児童入所施設への入所施設）第33条の6、第50条第1項第6号・第6号の2・第7号・第7号の3（都道府県の支弁）、第53条（国庫） 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準							
根拠・データ等	施設数 3年度：74 施設 4年度：72 施設 5年度：73施設 6年度：79施設（見込）7年度：78施設（見込） 現員数（母子・助産除く） 3年度：810人 4年度：807人 5年度：808人 6年度：876人（見込）7年度：855人（見込） 世帯数（母子） 3年度：108世帯 4年度：108世帯 5年度：119世帯 6年度：121世帯（見込）7年度：115世帯（見込） 病床数（助産） 3年度：86 床 4年度：95床 5年度：95床 6年度：92 床（見込）7年度：92床（見込）							
事業スケジュール	【近年開始した主な事業】 平成20年度：社会的養護自立支援事業等開始 平成23年度：基幹的職員研修開始 令和2年度：医療機関等連携強化事業開始 令和3年度：児童養護施設退所等の社会復帰支援事業・児童養護施設等体制強化事業開始 令和7年度：こども家庭ソーシャルワーカー事業 毎年度：単価改正							
事業開始年度	-							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	児童養護施設等体制強化事業	112,320	101,975	10,345
2	児童養護施設退所等の社会復帰支援事業	5,345	3,207	2,138	申請施設数の増
3	乳児院等多機能化推進事業	37,485	36,957	528	申請施設数の増
4	身元保証人確保対策事業	527	43,747	▲43,220	事業の廃止による減
5	基幹的職員研修	130	102	28	前年度実績の増

細事業(事業内訳)	6	児童措置費	7,413,342	6,892,171	521,171	国の保護単価の見直し等による増
	7	こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業	31,834	0	31,834	新規事業のため
	細事業合計		7,600,983	7,078,159	522,824	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	真舘 裕子	小川 絃司	石川 貴大

令和7年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こどもの権利擁護課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	2					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	1	目	政策番号	4	施策番号	3
事業名称	児童養護向上支援事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	664,402	11,500	0	0	0	652,902
令和6年度	578,470	11,500	0	0	0	566,970
増▲減	85,932	0	0	0	0	85,932

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	541,830	553,896	677,690	691,244	705,069
	市債＋一般財源	530,830	542,396	666,190	679,744	693,569
決算	事業費	553,895	572,756			
	市債＋一般財源	548,870	566,256			

事業概要 (アクティビティ)	国で定められた措置費に加え、市単独補助として、事業費加算、人件費（職員雇用費・職員処遇改善費）・管理費加算等を施設及び里親等に対して支弁します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
施設数	単位	目標	69	69	68	68	68	68
	施設	実績	62	65	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	単位	目標						
	人	実績			/	/	/	/
事業目的	児童福祉施設（保育所、障害児施設を除く）に措置委託された児童の処遇向上、施設職員の待遇改善及び施設経営の健全化・安定化を図るため、国で定められた措置費に加え、市単独補助として必要な費用を支弁することで、入所期間中等の安定した生活に寄与しています。							
背景・課題	横浜市では、38施設を所管しています。							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法、横浜市民間児童福祉施設法外扶助費支給要綱、里親法外扶助費支給要綱、横浜市小規模住居型児童養育事業法外扶助費支給要綱、横浜市児童自立生活援助事業法外扶助費支給要綱							
根拠・データ等	施設数 4年度：62施設 5年度：65施設 6年度（見込）：68施設 7年度（見込）：68施設							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和48年度：事業開始 ・昭和63年度：里親法外扶助費支給開始 ・平成21年度：横浜市小規模住居型児童養育事業法外扶助費・横浜市児童自立生活援助事業法外扶助費支給開始 							
事業開始年度	昭和48年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	児童養護向上支援事業		664,402	578,470	85,932
	細事業合計		664,402	578,470	85,932	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 真館 裕子	係長 小川 絢司	石川 貴大
------------------------------------	-------------	-------------	-------

令和7年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こどもの権利擁護課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	3	
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項	1 目	政策番号	4	施策番号	3
事業名称	児童措置費等支弁事務費						

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	18,095	0	0	86	0	18,009
令和6年度	16,121	0	0	76	0	16,045
増▲減	1,974	0	0	10	0	1,964

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	14,079	13,739	18,095	18,095	18,095
	市債+一般財源	14,053	13,687	18,009	18,009	18,009
決算	事業費	13,484	14,200			
	市債+一般財源	13,442	14,133			

事業概要 (アクティビティ)	児童福祉法による施設入所児童及び里親委託児童の措置医療について実施機関と委託契約を結び、診療報酬明細書の審査手数料を支払います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
診療報酬明細審査件数	単位	目標	19,425	18,418	20,700	20,700	20,700	20,700
	件	実績	18,466	20,700				
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	単位	目標						
	実績							
事業目的	<p>児童福祉法による施設入所児童及び里親委託児童の措置医療を確保するため実施しています。入所児童の大半は被虐待児であり、医療機関を受診することによる医療費の請求に係る大量の診療報酬明細書の処理を行う必要があります。</p> <p>また、要保護児童の施設入所、里親委託等の行政措置等をとった場合に、それぞれの施設等に措置費等を支弁していますが、毎月の措置費等の支払事務が増加していることから、確実な審査・支払事務を行うため、会計年度任用職員を雇用し対応します。医療機関への受診を促進することにより、児童福祉法による施設入所児童及び里親委託児童の処遇向上につながっています。また、会計年度任用職員を雇用し対応することにより、適正かつ効率的に審査・支払事務を実施することが可能です。</p>							
背景・課題	児童養護施設等に保護した児童の医療費であり今後も継続が必要な事業である。							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法第27条第1項第3号（里親及び入所施設への委託）、第33条（児童の一時保護）、第50条第7号（都道府県の支弁）							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度の審査支払手数料等について（社会保険診療報酬支払基金神奈川支部） 令和5年度公費負担医療審査支払手数料に関する予算措置について（神奈川県国民健康保険団体連合会） 過年度及び直近の実績 							
事業スケジュール	社会保険診療報酬支払基金、神奈川県国民健康保険団体連合会から毎月10日ごろに請求書が届きます。請求に対して20日までに支出を行います。							
事業開始年度	昭和50年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	児童措置費等支弁事務費	18,095	16,121	1,974	報酬単価増による増
	細事業合計	18,095	16,121	1,974		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 真館 裕子	係長 小川 絃司	石川 貴大
------------------------------------	-------------	-------------	-------

令和7年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こどもの権利擁護課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	4					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	1	目	政策番号	4	施策番号	3
事業名称	横浜いずみ学園教育棟運営費助成事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	1,973	0	0	0	0	1,973
令和6年度	1,973	0	0	0	0	1,973
増▲減	0	0	0	0	0	0

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	3,967	4,343	4,343	4,343	4,343
	市債＋一般財源	3,967	4,343	4,343	4,343	4,343
決算	事業費	4,463	3,732			
	市債＋一般財源	4,463	3,732			

事業概要 (アクティビティ)
 児童心理治療施設「横浜いずみ学園」において、義務教育を実施する教育棟の管理費を助成します。教育棟については、学園の近隣に設置し、汲沢中学校の特別学級「いずみ級」として実施（小学校については本体施設内に設置）している状況ですが、施設入所措置費に教育棟の管理費等が含まれないため、光熱水費等運営費の実費を運営する社会福祉法人「横浜博萌会」に対して助成します。

事業指標① (アウトプット)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
運営費補助	単位	目標	3,967	4,343	1973	1973	4,464	4,464	4464
	千円	実績	4,463	3733					
事業指標② (アウトカム)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
いずみ級在籍児童数	単位	目標	23	23	23	23	23	23	23
	人	実績	17	20					

事業目的
 横浜いずみ学園では、児童心理治療施設入所児童が、義務教育を受ける機会を確保するとともに、義務教育を受けることで一般社会や家庭復帰等を円滑に行うための支援を実施しています。施設入所児童の教育は、原則として施設近隣の学校に通うこととされていますが、本施設の入所児童は個別的な対応が必要であり、地元の学校に就学することが困難です。そのため、児童心理治療施設「横浜いずみ学園」の施設内及び近隣に設置した教育棟で実施する学校教育については、非常に有効性が高いと考えます。

背景・課題
 本施設の入所児童は個別的な対応が必要であり、安定した義務教育施設の運営を要する

根拠法令・方針決裁等
 社会福祉法第58条、社会福祉法人の助成に関する条例

根拠・データ等
【実績による】
 ・光熱水費
 <実績推移> 3年度 973千円、4年度 1,205千円、5年度 994千円
 ・施設維持管理費
 <実績推移> 3年度 2,046千円、4年度 2,046千円、5年度 2,046千円
 ・施設設備保全費
 <実績推移> 3年度 693千円、4年度 693千円、5年度 693千円

事業スケジュール
 平成2年度：事業開始
【通年実施】
 3月：交付申請書受理及び交付決定
 3月末：実績報告書受理
 4月：額確定・請求書受理及び運営費支払い

事業開始年度
 平成2年度

(単位：千円)

細事業名称		7年度	6年度	差引 (増減)	増減説明
1	横浜いずみ学園教育棟運営費助成事業	1,973	1,973	0	
細事業合計		1,973	1,973	0	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。

	課長 真館 裕子	係長 荒木 康太	岩崎 莉久
--	-------------	-------------	-------

令和7年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こどもの権利擁護課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	5					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	1	目	政策番号	4	施策番号	3
事業名称	母子生活支援施設緊急一時保護事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	64,349	24,043	24,043	0	0	16,263
令和6年度	64,349	24,043	24,043	0	0	16,263
増▲減	0	0	0	0	0	0

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	64,625	64,349	64,349	64,349	64,349
	市債＋一般財源	16,539	16,263	16,263	16,263	16,263
決算	事業費	51,101	49,926			
	市債＋一般財源	19,115	6,000			

事業概要 (アクティビティ)	DVからの避難等、緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に入所させ、直面する身体・生命の危機から母子を保護するとともに、相談・支援等を行います。また、養育に課題のある妊婦に対し、妊娠・出産・育児に関する支援を行う「妊娠期支援事業」を実施します。助産指導については、市内の助産施設に委託します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
母子生活支援施設緊急一時保護利用世帯	単位	目標	92	92	92	92	92	92
	世帯	実績	56	66	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
定員超過により入所できなかった世帯	単位	目標	0	0	0	0	0	0
	世帯	実績	0	0	/	/	/	/
事業目的	母子を保護し、相談・支援等を行うことで、母子世帯の福祉の向上を図ります。出産前からの支援を必要とする特定妊婦を、一時的に母子生活支援施設に入所させ、妊娠中からの保健指導や出産後間もない乳児の養育への支援を実施することで、児童虐待の未然防止、母子での安定した生活基盤の確立を図ります。							
背景・課題	母子生活支援施設は、DV被害者の保護から自立支援を進めるための重要な施設となっていますが、入所にあたっては利用契約手続きや生活用品等の準備を行う必要があり、緊急の保護を要する母子世帯が保護当日中に入所することができません。そのため、本事業では日用品等が用意され保護当日中に利用可能な緊急一時保護室及び支援職員を整備し、緊急の保護を要する母子世帯や特定妊婦の一時保護を行っています。また、母子世帯の安定した生活の実現のため、本事業利用中の生活状況の観察や施設における養育支援を通じ、母子世帯の退所後の適切な生活の場について見立てを行い、相談・支援を実施する必要があります。							
根拠法令・方針決裁等	横浜市母子生活支援施設緊急一時保護実施要綱、横浜市母子生活支援施設妊娠期支援事業実施要綱							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子生活支援施設緊急一時保護利用実績 3年度 46世帯、4年度 56世帯、5年度 66世帯、6年度（見込）92世帯、7年度（見込）92世帯 ・ 妊娠期事業利用実績（派遣回数） 3年度 49回、4年度 63回、5年度 62回、6年度（見込）96回、7年度（見込）96回 							
事業スケジュール	平成8年度：母子生活支援施設緊急一時保護事業開始 平成28年度：母子生活支援施設妊娠期支援事業開始							
事業開始年度	平成8年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	母子生活支援施設妊娠期支援事業	1,800	1,800	0
2	母子生活支援施設緊急一時保護事業	62,549	62,549	0	
細事業合計		64,349	64,349	0	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 真館 裕子	係長 小川 絢司	安部 拓馬
------------------------------------	-------------	-------------	-------

令和7年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こどもの権利擁護課	新規拡充	■ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	6	
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項	1 目	政策番号	4	施策番号	3
事業名称	横浜型児童家庭支援センター運営費補助・子育て短期支援事業						

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	717,146	249,258	56,456	0	0	411,432
令和6年度	617,802	160,211	88,513	0	0	369,078
増▲減	99,344	89,047	▲32,057	0	0	42,354

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	514,900	602,625	725,815	726,361	726,848
	市債＋一般財源	353,558	362,383	415,759	416,041	416,290
決算	事業費	481,515	549,942			
	市債＋一般財源	328,063	313,969			

事業概要 (アクティビティ)	横浜型児童家庭支援センターは、子育てにおいて何らかの支援が必要な家庭に対し、地域での生活が継続できるよう、児童相談所や区福祉保健センター等の関係機関と連携し子育てについての悩みや課題を早期に発見し、相談・助言を行うほか、子育て短期支援事業によるレスパイト機能の提供等の支援により子育て家庭の負担を軽減し、安定した生活形成を目指す施設です。児童家庭支援センター(運営法人)に運営費や子育て短期支援事業費等の補助を行います。								
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
相談件数	単位	目標	49,200	50,676	65,420	63,543	65,564	67,646	69,790
	件	実績	54,268	63,515					
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
子育て短期支援事業 利用実績	単位	目標	7,286	7,413	7,620	5,846	6,031	6,215	6,399
	回	実績	5,142	5,478					
事業目的	児童家庭支援センターでは、関係機関等との連携及び地域交流事業の実施により、子育てについての悩みや課題の早期発見に努め、相談や助言を行います。それにより、子育てにおいて何らかの支援が必要な家庭が、地域での生活を継続できることを目指します。また、子育て短期支援事業を通じて、日常的な見守りや専門的な支援、生活支援を行い、虐待等の重篤化を防止します。								
背景・課題	虐待に至らないまでも不適切な養育が行われている家庭には様々な支援が必要であり、地域において生活できるよう支援している児童家庭支援センターの役割は今後増加していく傾向にあります。区・児相の求めに応じ明確な方針のもと、保護を要する児童又は保護者に対する指導を行い、あわせて区・児相等と連絡調整を総合的に行うなど関係機関との連携を進める必要があります。乳児院の子育て短期支援事業においては利用者のニーズに応じて対応できるようトワイライトステイ等の制度化が必要です。また、利用者、区・児相のニーズに対して、運営法人が継続して対応ができる事業スキーム、職員体制とする必要があります。								
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法、横浜型児童家庭支援センター事業実施要綱、横浜型児童家庭支援センター等で実施する横浜市子育て短期支援事業実施要綱、乳児院で実施する横浜市子育て短期支援モデル事業実施要綱、平成26年7月調整会議								
根拠・データ等	令和5年度実績 【相談件数】 63,515件 【子育て短期支援事業】 ・ショートステイ：646回 ・トワイライト：3,339回 ・休日預かり：1,493回								
事業スケジュール	平成13年度 事業開始 平成20年度 児童福祉法改正(児童養護施設等への附置要件の撤廃等) 平成28年度～ 独立型施設の開所 令和4年度 全区整備 令和5年度 体制強化職員雇用費の開始(独立型施設のみ) 令和6年度 スーパーバイザーの配置開始 令和7年度 指導促進事業実施開始								
事業開始年度	平成13年度								

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
		1	地域交流事業	3,000	3,000
2	児童家庭支援センター運営費補助	522,037	460,537	61,500	指導促進事業実施による増
3	子育て短期支援事業	177,823	154,265	23,558	乳児院子育て短期の本格実施による増
4	こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業	14,286	0	14,286	新規事業のため

	細事業合計	717,146	617,802	99,344	
本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 真舘 裕子	係長 荒木 康太	伊賀 久美子		

令和7年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こどもの権利擁護課	新規拡充	□ 新規 ■ 拡充	事業評価書番号	-
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項	1 目	政策番号	4	施策番号 3
事業名称	こどもの意見表明支援事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	14,376	5,313	0	0	0	9,063
令和6年度	9,512	4,756	0	0	0	4,756
増▲減	4,864	557	0	0	0	4,307

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	0	0	14,376	14,376	14,376
	市債+一般財源	0	0	9,063	9,063	9,063
決算	事業費	0	0			
	市債+一般財源	0	0			

事業概要 (アクティビティ)	社会的養護下における児童の意見が、年齢及び発達程度に応じて尊重されるよう、こどもの意見表明支援事業を実施し、「こどもが意見を表明する機会」を確保することで、こどもの心身の健やかな成長と自立を図ります。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
訪問回数(年)	単位	目標	—	—	1	2	2	2
	回	実績	—	—				
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	単位	目標						
	実績							
事業目的	横浜市所管の児童養護施設等に措置されたこどもの意見を汲み取り代弁する仕組みを構築し、「こどもが意見を表明する機会」を確保します。							
背景・課題	児童福祉法の改正に伴い、児童養護施設等に措置されたこどもの意見表明等を支援する事業の体制整備に努め、こどもの権利擁護の取り組みを推進する必要がある。							
根拠法令・方針決裁等	児童の権利に関する条約 第12条、児童福祉法 第2条							
根拠・データ等	対象児童 878人 施設数 38施設 里親数 104人							
事業スケジュール	令和7年4月～ 委託契約・事業開始 令和8年3月 実績報告							
事業開始年度	令和6年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	こどもの意見表明支援事業	14,376	9,512	4,864
細事業合計		14,376	9,512	4,864	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 真舘 裕子	係長 小川 絃司	小川 絃司
------------------------------------	-------------	-------------	-------

令和7年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	7	
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項	1 目	政策番号	13	施策番号	99
事業名称	障害児施設措置費						

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	1,498,700	727,871	0	15,547	0	755,282
令和6年度	1,322,066	652,077	0	15,555	0	654,434
増▲減	176,634	75,794	0	▲8	0	100,848

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	1,205,978	1,408,128	1,498,700	1,498,700	1,498,700
	市債＋一般財源	602,177	699,279	755,282	755,282	755,282
決算	事業費	1,236,620	1,277,274			
	市債＋一般財源	598,320	566,618			

事業概要 (アクティビティ)	児童福祉法に基づき、要保護児童を入所施設に措置した場合に、それぞれの措置後の保護につき児童福祉施設最低基準を維持するための費用を支弁します。また、18歳に到達した措置児童に対し、措置児童の退所後の地域移行を推進するために必要な取組を実施します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
児童相談所により措置された障害児数	単位	目標	174	191	191	191	191	191
	人	実績	170	162				
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
施設数	単位	目標	26	26	26	26	26	26
	棟	実績	23	20				
事業目的	家庭機能や養育能力が脆弱化した世帯が増加しており、障害児の安定した生活基盤の確保、自立のための支援を継続して行う必要があります。そこで障害児入所施設を運営するために必要な事務費及び入所している措置児童に直接必要な事業費等を支弁することで、入所中の障害児の居場所及び安定した生活の場を確保します。							
背景・課題	平成18年10月の児童福祉法改正により、障害児施設給付費制度（利用契約制度）が導入され、措置制度と契約制度の二制度が併存することになりましたが、保護者による虐待や養育拒否等、措置制度により施設利用せざるを得ないケースが少なくありません。また、18歳に到達する児童については、障害者支援施設等成人サービスの利用等による地域移行を推進させなければなりません。							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法第27条第1項第3号及び4号（児童福祉施設及び指定医療機関への入所措置） 児童福祉法第50条第1項第7号及び（都道府県の支弁）							
根拠・データ等	執行額（実績推移） 4年度 1,236,620千円、5年度 1,277,274千円、6年度 1,322,066千円（見込）、7年度 1,498,700千円（見込）							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <障害児施設措置費> ・昭和23年1月：事業開始 ・通年：概算払請求書及び毎月払請求書を受理毎に支弁 <福祉型障害児入所施設入所児童の地域移行推進> ・令和4年4月 障害児入所施設入所児童地域移行コーディネータ業務の実施 ・通年：障害児入所施設入所児童の地域移行に向けた調整 							
事業開始年度	昭和23年1月							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	福祉型障害児入所施設入所児童の地域移行推進	25,000	25,000	0	
2	障害児施設措置費	1,473,700	1,297,066	176,634		
細事業合計		1,498,700	1,322,066	176,634		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 高島 友子	係長 嶋田 慶一	福井 綾乃
------------------------------------	-------------	-------------	-------

令和7年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	8					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	1	目	政策番号	13	施策番号	99
事業名称	障害児入所支援事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	344,260	172,014	0	0	0	172,246
令和6年度	464,250	232,029	0	0	0	232,221
増▲減	▲119,990	▲60,015	0	0	0	▲59,975

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	283,412	315,501	461,448	461,448	461,448
	市債＋一般財源	141,802	157,849	303,991	303,991	303,991
決算	事業費	318,867	295,056			
	市債＋一般財源	157,829	137,338			

事業概要 (アクティビティ)	利用契約制度で障害児入所施設に入所している児童のいる施設に対して、障害児入所給付費の支弁を行います。なお、幼児教育・無償化の実施に伴い、障害児入所支援を利用する3歳児から5歳児までの子どもについて、利用者負担を無償としています。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
障害児入所給付費の支給決定者数	単位	74	74	74	74	74	74	74
	74	実績	68	66	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	単位							
		実績			/	/	/	/
事業目的	国事業のため必要となっています。児童相談所により入所施設に契約入所した障害児が施設利用する際に発生する経費の一部を支弁し、障害児の施設での生活の安定と自立を図ります。							
背景・課題	入所中の障害児の居場所がなくなり、安定した生活の場を確保することが困難となることのないよう、本事業を実施することといたしました。							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法第24条の2（障害児入所給付費の支給） 児童福祉法第24条の3（障害児入所給付費の支給決定） 児童福祉法第24条の6（高額障害児入所給付費の支給） 児童福祉法第24条の7（特定入所障害児食費等給付費の支給） 児童福祉法第24条の20（障害児入所医療費の支給）							
根拠・データ等	・執行額 ＜実績推移＞4年度306,093,860円、5年度284,966,366円、6年度461,448,000円（見込）、7年度344,260,000円（見込）							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度：障害児施設給付費の事業開始（障害児施設措置費として執行） ・平成19年度から平成23年度：障害児施設給付費・医療費等の予算として執行 ・平成24年度：事業開始 ・通年：施設からの請求に基づき、給付費を支給 							
事業開始年度	平成24年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	障害児入所支援事業	344,260	464,250	▲119,990	
細事業合計		344,260	464,250	▲119,990		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 高島 友子	係長 萩原 昌子	網島 さくら
------------------------------------	-------------	-------------	--------

令和7年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	9					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	1	目	政策番号	13	施策番号	99
事業名称	障害児施設利用者負担助成事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	7,145	0	0	0	0	7,145
令和6年度	4,705	0	0	0	0	4,705
増▲減	2,440	0	0	0	0	2,440

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	3,721	5,957	4,705	4,705	4,705
	市債＋一般財源	3,721	5,957	4,705	4,705	4,705
決算	事業費	4,705	7,145			
	市債＋一般財源	4,705	7,145			

事業概要 (アクティビティ)	世帯の市民税所得割額に応じて算定した「市負担上限額」を設定し、この市負担上限額と国基準による場合の利用者負担（定率負担及び食費等実費負担）との差額を助成します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
障害児入所給付費の支給決定数	単位	74	74	74	74	74	74	74
	人	68	66	/	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	単位							
	実績			/	/	/	/	/
事業目的	入所施設利用に伴う利用者負担金等の減免措置を講じ、障害児とその家族が安心して継続的に施設を利用できることを目的とします。							
背景・課題	平成18年度の児童福祉法の改正により、それまでの措置制度から利用契約制度（障害児施設給付費制度）へ制度変更が行われたことに伴い、措置費負担金と比べて制度変更後の利用者の負担額が大きくなることから、減免措置を講じるため本事業を開始しました。							
根拠法令・方針決裁等	横浜市障害児施設利用者負担助成実施要綱							
根拠・データ等	・ 障害児施設利用者負担助成申請件数（年間） ＜実績推移＞ 4年度298件、5年度419件、6年度298件（見込）、7年度419件（見込）							
事業スケジュール	・ 平成19年度：事業開始 ・ 通年：請求書を受理後、支弁							
事業開始年度	平成19年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	障害児施設利用者負担助成	7,145	4,705	2,440
	細事業合計	7,145	4,705	2,440	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 高島 友子	係長 萩原 昌子	網島 さくら
------------------------------------	-------------	-------------	--------

令和7年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	10					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	1	目	政策番号	13	施策番号	99
事業名称	民間障害児施設運営費助成事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	1,140,580	0	0	671	0	1,139,909
令和6年度	1,077,238	0	0	671	0	1,076,567
増▲減	63,342	0	0	0	0	63,342

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	903,090	943,081	1,046,223	1,046,223	1,046,223
	市債＋一般財源	902,419	942,410	1,045,552	1,045,552	1,045,552
決算	事業費	983,791	1,032,485			
	市債＋一般財源	983,105	1,031,799			

事業概要 (アクティビティ)	民間障害児施設の入所児童の安定した生活を確保するため、障害児の状況（重度、行動障害、幼児、被虐児等）を勘案し、施設に対して人件費や運営費等の支援を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
入所児童数	単位	目標	402	402	402	402	402	402
	人	実績	387	397	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
施設数	単位	目標	20	20	20	20	20	20
	棟	実績	19	18	/	/	/	/
事業目的	国基準の援護費のみでは、施設運営の安定が図られず、それを理由として横浜市民が入所を必要とする際に施設利用が難しくなる可能性があります。そのため、児童虐待等多様化、複雑化する入所児童のニーズに対し、自立に向けての個別支援の強化を図るため、障害児入所施設に対して法外援護費を支弁します。入所児童の障害の状態や虐待等入所に至る家庭背景等に配慮し、児童個々のニーズに応じた支援の充実並びに通院や服薬管理等の医療対応と日々の健康管理の充実を図るため、職員及び栄養士を加配します。							
背景・課題	児童の安定した生活の確保のため、継続が必要です。18歳以上の入所者については、成人施設等への移行が課題であるため、入所児童の成人施設等への移行を支援するために、引き続き地域移行支援員の配置を継続し、速やかな移行に努めていく必要があります。							
根拠法令・方針決裁等	横浜市民間児童福祉施設法外扶助費支給要綱							
根拠・データ等	・執行額 ＜実績推移＞4年度978,013千円、5年度1,032,485千円、6年度1,077,238千円(見込)、7年度1,140,580千円(見込)							
事業スケジュール	・昭和63年4月：事業開始 ・通年：概算払請求書及び毎月払請求書を受理毎に支弁							
事業開始年度	昭和63年4月							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	民間障害児施設運営費助成		1,140,580	1,077,238	63,342
	細事業合計		1,140,580	1,077,238	63,342	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 高島 友子	係長 萩原 昌子	網島 さくら
------------------------------------	-------------	-------------	--------

令和7年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	11					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	1	目	政策番号	13	施策番号	99
事業名称	重度障害児・者対応専門医療機関等運営費補助事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	149,287	10,539	5,000	0	0	133,748
令和6年度	149,287	14,602	0	0	0	134,685
増▲減	0	▲4,063	5,000	0	0	▲937

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	140,973	149,287	149,287	149,287	149,287
	市債＋一般財源	140,973	99,625	133,748	133,748	133,748
決算	事業費	129,957	138,270			
	市債＋一般財源	129,957	122,731			

事業概要 (アクティビティ)	重症心身障害児施設や障害児・者医療を中心に行っている医療機関に対し、職員雇用費等の運営費補助を行う。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
外来延べ患者数	単位	目標	80000	80000	80000	80000	80000	80000
	人	実績	75059	73280	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	単位	目標						
		実績			/	/	/	/
事業目的	本事業は、重度障害児・者に対する医療の提供を中心に行っている医療機関・施設に対して、運営に要する経費（人件費、医療機器リース費等）補助を行い、重度障害児・者医療の安定的な供給を図ることを目的としています。							
背景・課題	常に医療的ケアを要する重症心身障害児者を含む重度障害児・者の方が身近な地域で専門的な診療を受けることができるよう、補助金を交付します。							
根拠法令・方針決裁等	横浜市重度障害児・者対応専門医療機関（重度重複障害者入所施設）運営費補助金交付要綱、横浜市重度障害児・者対応専門医療機関運営費補助金交付要綱、横浜市補助金等の交付に関する規則、社会福祉法第58条							
根拠・データ等	<執行額> 令和4年度129,957千円、令和5年度138,270千円、令和6年度149,287千円（見込）、令和7年度149,287千円（見込）							
事業スケジュール	4月 申請受領 5～7月 審査 8月 助成決定 9月～3月 交付 3月末 実績報告							
事業開始年度	平成11年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	重度障害児・者対応専門医療機関運営費補助事業	116,032	116,032	0	
	2	重度障害児・者対応施設運営費補助事業	33,255	33,255	0	
細事業合計		149,287	149,287	0		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 高島 友子	係長 嶋田 慶一	福井 綾乃
------------------------------------	-------------	-------------	-------

令和7年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	12					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	1	目	政策番号	13	施策番号	99
事業名称	障害児福祉施設医療費手数料										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	599	0	0	0	0	599
令和6年度	599	0	0	0	0	599
増▲減	0	0	0	0	0	0

歳出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	599	599
	市債＋一般財源	599	599
決算	事業費	443	424
	市債＋一般財源	443	424

令和8年度	令和9年度	令和10年度
599	599	599
599	599	599

事業概要 (アクティビティ)	児童福祉法に基づく障害児施設入所措置費及び障害児入所・通所給付費の医療費支弁に伴う事務に要する経費							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
手数料の支払い	単位	目標						
		実績	3861	3953	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
診療明細報酬審査が 適正に行われた割合	単位	目標	100	100	100	100	100	100
	%	実績	100	100	/	/	/	/
事業目的	児童福祉法に基づく施設入所措置費及び障害児入所・通所給付費に係わる医療費の審査及び支払を実施している社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対し、審査および支払手数料を支払います。医療費の請求について、適正審査に基づくことを担保します。							
背景・課題	適正な審査支払に対する手数料のため、特筆すべき課題はありません。							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法第21条の5の28及び第24条の20							
根拠・データ等	【令和5年度実績】 (支払基金) 5,190件 (国保連合会) 873件 【令和6年度見込】 (支払基金) 7,314件 (国保連合会) 969件 【令和7年度見込】 (支払基金) 7,318件 (国保連合会) 1,231件							
事業スケジュール	平成24年：児童福祉法改正に伴い措置制度が見直され契約制度の創設に伴い事業開始 通年：毎月の請求に基づき、手数料を支払							
事業開始年度	平成24年							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	障害児福祉施設医療費手数料		599	599	0
	細事業合計		599	599	0	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 高島 友子	係長 萩原 昌子	川崎 渚
------------------------------------	-------------	-------------	------

令和7年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	13					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	1	目	政策番号	99	施策番号	99
事業名称	障害児福祉費負担金納付促進事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	3,622	0	0	19	0	3,603
令和6年度	3,302	0	0	17	0	3,285
増▲減	320	0	0	2	0	318

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	3,176	3,124	3,318	3,318	3,318
	市債＋一般財源	3,165	3,115	3,300	3,300	3,300
決算	事業費	3,160	3,210			
	市債＋一般財源	3,149	3,193			

事業概要 (アクティビティ)	障害児施設利用に伴う福祉費負担金の未納分について、徴収率の向上及び費用負担の公平化を図るため、「会計年度任用職員（福祉施設負担金納付指導業務）」を専門に配置し、未納者に対する継続的な電話及び文書による催告等を実施する。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
徴収率	単位	目標	100	100	100	100	100	100
	100	実績	54.0	74.0	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	単位	目標						
	実績			/	/	/	/	/
事業目的	障害児施設利用に伴う福祉費負担金の未納分について、徴収率の向上及び費用負担の公平化を図ることを目的に、「会計年度任用職員（福祉施設負担金納付指導業務）」を専門に配置し、未納者に対する継続的な電話及び文書による催告等を実施します。							
背景・課題	障害児福祉費負担金の未納者が増加していく中、費用負担の公平化を図るため、「会計年度任用職員（福祉施設負担金納付指導業務）」を専門に配置することとしました。							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法 横浜市児童福祉施設入所者等の措置費等の徴収に関する規則 横浜市児童福祉施設（保育所を除く）入所者等の措置費等徴収事務取扱要領							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度繰越額 (実績推移) 4年度5,987,553円、5年度4,165,213円、6年度3,211,147円(見込)、7年度3,841,285円(見込) ・不能欠損額 (実績推移) 4年度0円、5年度0円、6年度27,900円(見込)、7年度0円(見込) ・当年度調定額 (実績推移) 4年度7,875,390円、5年度8,208,769円、6年度8,831,499円(見込)、7年度8,799,052円(見込) ・収入済額 (実績推移) 4年度7,473,280円、5年度9,162,835円、6年度8,201,361円(見込)、7年度8,159,989円(見込) ・収入未済額 (実績推移) 4年度6,389,663円、5年度3,211,147円、6年度3,841,285円(見込)、7年度4,480,349円(見込) 							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・平成4年度：事業開始 ・通年：会計年度任用職員（福祉施設負担金納付指導業務）1名を配置し、障害児福祉費負担金の未納者に対して年間を通じて、電話催告、分納相談、訪問徴収等の納付指導及び未納者の調査、未納理由の把握、未納関係書類の整備、徴収管理等を実施。 							
事業開始年度	平成4年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	障害児福祉費負担金納付促進事業		3,622	3,302	320
	細事業合計		3,622	3,302	320	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 高島 友子	係長 嶋田 慶一	福井 綾乃
------------------------------------	-------------	-------------	-------

令和7年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こどもの権利擁護課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	-	
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	1 目	政策番号	4 施策番号	3
事業名称	こどもの人権を守るための環境整備事業（児童養護施設等）						

（単位：千円）

区 分	金 額	財 源 内 訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	1,800	1,200	0	0	0	600
令和6年度	0	0	0	0	0	0
増▲減	1,800	1,200	0	0	0	600

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予 算	事業費	0	0	0	0	0
	市債＋一般財源	0	0	0	0	0
決 算	事業費	0	0	0	0	0
	市債＋一般財源	0	0	0	0	0

事業概要 (アクティビティ)	国の補正予算を踏まえ、こどもの性被害を防止し、こども・若者が安心して過ごすことができる社会を実現するために、市内の児童養護施設等に対し性被害防止対策を目的としたパーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置を補助します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
補助金対象施設数	単位	目標			60			
	施設	実績						
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
補助金交付予定施設数	単位	目標			24			
	施設	実績						
事業目的	性被害防止のため、国の補正予算を踏まえ、児童養護施設等や子育て短期支援事業を行う事業所に対し、こどもの人権を守るための環境整備事業を実施します。							
背景・課題	令和5年7月に、「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」及び「こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」の合同会議（議長：内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画））において、とりまとめが行われた「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」に性被害防止等の取組の促進が掲げられています。							
根拠法令・方針決裁等	児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱							
根拠・データ等	【対象施設数】 児童養護施設等 38施設 子育て短期支援事業を行う事業所 22施設							
事業スケジュール	令和7年3月各施設への説明 令和7年4月以降 交付決定・補助金交付							
事業開始年度	令和7年度							

（単位：千円）

細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	こどもの人権を守るための環境整備事業（児童養護施設等）	1,800	0	1,800	
細事業合計		1,800	0	1,800		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 真舘 裕子	係長 小川 絃司	石川 貴大
------------------------------------	-------------	-------------	-------

令和7年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項	1 目	政策番号	99	施策番号 99
事業名称	こどもの人権を守るための環境整備事業（障害児入所支援）					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	300	200	0	0	0	100
令和6年度	0	0	0	0	0	0
増▲減	300	200	0	0	0	100

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	0	0	0	0	0
	市債＋一般財源	0	0	0	0	0
決算	事業費	0	0	0	0	0
	市債＋一般財源	0	0	0	0	0

事業概要 (アクティビティ)	パーティション・簡易扉更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や、保護者からの確認依頼に応えるため防犯カメラの設置等性被害防止のための環境整備に対し補助金を交付します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
申請件数	単位	目標	—	—	—	4	—	—
	か所	実績	—	—	—	—	—	—
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
交付決定数	単位	目標	—	—	—	100	—	—
	%	実績	—	—	—	—	—	—
事業目的	すべてのこどもが安心して過ごせる社会の実現に向け、障害児入所施設における性被害防止対策に係る設備等支援を行うことで、性被害防止のための対策をすることを目的とし、補助を行います。							
背景・課題	施設職員等による性的虐待を含む虐待案件が依然として発生しており、虐待発生予防から早期発見、迅速な対応、再発防止等のための取組を総合的に進めることとされています。被害に遭っても、それを性被害であると認識できない、声を上げにくく適切な支援を受けることが難しい状況があることから「すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現」のために、対策の一層の強化課題とされています。							
根拠法令・方針決裁等	障害児通所支援事業等及び学齢後期障害児支援事業所におけるこどもの人権を守るための環境整備事業費補助金交付要綱							
根拠・データ等	障害児入所支援施設（令和6年3月時点） 福祉型障害児入所施設 5か所 医療型障害児入所施設 3か所							
事業スケジュール	令和7年5月頃～ 事業所向け案内開始 令和7年6月頃～ 補助申請受付・交付 令和8年2月 交付申請締切・交付完了							
事業開始年度	令和6年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	こどもの人権を守るための環境整備事業（障害児入所支援）	300	0	300	
細事業合計		300	0	300		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 高島 友子	係長 萩原 昌子	川崎 渚
------------------------------------	-------------	-------------	------